

計画期間

平成28年度～平成37年度

標茶町酪農・肉用牛生産(酪農・肉用牛生産)近代化計画書

平成28年5月

北海道標茶町

目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標
 - 1 酪農経営方式
 - 2 肉用牛経営方式
- IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大のための措置
 - 1 乳牛（乳肉複合経営を含む）
 - 2 肉用牛
- V 飼料の自給率の向上に関する事項
- VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項
 - 1 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置
 - 2 その他必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 標茶町における酪農及び肉用牛生産の役割と責任、展開方向

本町の農業は、厳しい自然条件と生産性の低い土地条件のため昭和31年に「釧路内陸集約酪農地域」の指定を受け、以降酪農を中心に据え、基盤整備事業を積極的に取り入れ、広大な土地条件と豊かな水を生かし国内でも指折りの酪農専業地帯として大きく成長して来ました。

本町の産業構造の特徴としては、酪農畜産業が第一次産業の大部分を占め、第二次産業、第三次産業においても酪農畜産業に関連する製造、サービス業が多く、まさしく本町の基幹産業として重要な役割を果たすとともに地域経済の発展に大きく貢献してきましたが、一方では後継者不足や高齢化などを主因とした離農に歯止めがかからず、生産力のみならず農村地域の活力低下が懸念されています。

また、TPP協定が大筋合意に至り、関税の撤廃や引き下げによる影響が懸念される所ですが、安全安心なタンパク資源を国民に供給する使命を果たしながら、本町の酪農、肉用牛生産を持続的に発展させていくため、広大な土地資源に立脚した草地型畜産の推進と多様な担い手の育成、確保に力を入れて行きます。

2 生産基盤強化のための取組

①本町の畜産経営体の大部分を占め、地域コミュニティを支える家族経営の持続的な発展に向けて、労働負担の軽減を図る省力化機械の導入や各種営農支援システムの充実・整備、低コスト生産につながる基本技術の徹底など、生産性の向上とゆとりある畜産経営を実現する取組を推進します。

また、新規就農者を育成・確保するため、標茶町農業研修センター「しべちゃ農楽校」を拠点に、標茶町農業担い手育成協議会を中心にTACSしべちゃ等と連携し、誘致・育成・定着を推進します。更に、人も含めた生産資源を集約し、生産の効率化、拡大の手法の一つが法人化であり、地域の実情に応じた法人の設立を支援します。

本町では、これまでも放牧酪農が実践されており、日本草地種子協会による放牧認証を取得した経営体も8つに達する先進地でもあります。コスト削減等々の効果も期待されることから、導入可能な経営体に推奨していきます。

②酪農及び肉用牛生産の大宗は牛であり、飼養頭数は全国的にも減少傾向にあります。本町においては、需給に応じた適正な規模に誘導されるべきですが、牛群検定の推進と基本的な飼養・繁殖管理を徹底することでベストパフォーマンスを発揮させ質の向上と生産量の増加を図ります。

また、消費者の支持を得るためアニマルウェルフェアの思想の浸透を図ります。

現在、町内で計画されている食肉加工センター設置のあかつきには、優良な遺伝子を持つ「と体」から卵細胞を採取し「遺伝子のリサイクル」を行うことで経営安定に寄与します。

③競争に耐え得る自給飼料生産基盤とするため、生産者団体と連携し、農地の集積を進めながら植生改善等を行うとともに、適期収穫に取り組み、良質で低コストな粗飼料の生産・利用の拡大を推進します。

3 畜産経営の収益力の強化と畜産クラスターの取組

収益性向上には、(ア)自給飼料の有効活用による生産費の低減(イ)飼養管理技術の改善等による生産性の向上(ウ)生産基盤強化による生産量の増加(エ)生産物の付加価値の向上、が必要であり、これらを推進するとともに、経営を持続的に発展させるため、中長期的な人材育成と円滑な経営継承を推進します。

また、個体管理や6次産業化など女性の創意工夫や社交性が発揮できる取組を支援し、これまで以上に女性が経営や地域活動などに参画しやすい環境づくりに努めます。

個々の経営の収益を高め、地域を活性化するためには、地域ぐるみの取組が必要です。地域全体の

収益性を向上させる畜産クラスターの継続的な取組を関係者が一丸となって推進します。

4 消費者の信頼確保、ニーズを踏まえた生産・供給の推進

これからの国内外の産地間競争で生き残るためには、消費者に選ばれる地域にならなければなりません。本町には、流域住民に多様な恩恵を授けている3つの重要な河川・流域があり、環境に配慮した畜産経営が求められています。家畜排せつ物は貴重な有機質資源でもあり、これまでどおり生産者団体との連携のもと、適切な管理と利用を推進するとともに、エネルギー利用についても推進します。安全な产品生产のためには、牛の健康は重要な課題であり、家畜自衛防疫協議会の取組を中心に家畜疾病のまん延防止を図ります。

また、農場HACCPの取組を推進し、安全安心を担保するとともに、近年増えている育成專業について、国内酪農業に資するものであり、安全安心な育成牛の産地を目指します。

更に、生産者と消費者の結び付きの強化を図り、地域の農畜産物の利用を促進することによる地産地消の取組とともに、生産者自らが地域の特性を生かしたナチュラルチーズ等の、加工・販売を含めた高付加価値化を進め、所得の増大を目指します。また、他産業との連携や本町の自然環境や農村景観等の資源を生かし、グリーンツーリズムなどの観光振興と女性の創意工夫を積極的に取り入れて組み合わせた魅力的な6次産業化を目指します。

5 産地食肉加工センターの設置

現在、本町が要請を受け開設を検討している食肉加工センターは、根釧地区の酪農畜産業の持続的発展のためになくってはならない施設です。管内すべての関係者の力を合わせ開設し、健全に運営できるよう推進します。

II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成25年度）					目標（平成37年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
		頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t
標茶町	町内一円	39,663	22,122	19,910	7,810	155,505	38,250	21,240	19,130	8,250	157,800
合計		39,663	22,122	19,910	7,810	155,505	38,250	21,240	19,130	8,250	157,800

- (注) 1. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。
 2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
 3. 「目標」欄には、平成37年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成25年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成25年度）								目標（平成37年度）							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
標茶町	町内一円	13,363	2,552	1,770	0	4,322	4,258	4,783	9,041	15,525	3,000	2,025	0	5,025	4,700	5,800	10,500
合計		13,363	2,552	1,770	0	4,322	4,258	4,783	9,041	15,525	3,000	2,025	0	5,025	4,700	5,800	10,500

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
 2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
 3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標

1 酪農経営方式
単一経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要						生産性指標														備考	
	経営形態	飼養形態				牛		飼料						人								
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営			
円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円																
酪農専業Ⅰ 集約放牧	家族	40	S T	ヘルパー	分離給与	(ha) 集約放牧	kg 7,000	産次 4	kg チモシー 主体	ha 41	-	-	77.6	78	80.7	69.7	65.5	3,204	2,886	2,269	617	347
酪農専業Ⅱ ゆとり経営	家族	70	S T	ヘルパー	分離給与	公共牧野 集約放牧	8,000	4	チモシー 主体	75	コントラクター	-	69.2	61	69.9	62.8	55.1	3,800	5,571	4,297	1,273	670
酪農専業Ⅲ 標準的 家族経営	家族	100	F S	ヘルパー	TMR	公共牧場 舎飼	9,000	3.8	チモシー 主体 トウモロコシ	88.1	コントラクター	-	65.4	65	100	68.5	31.1	4,800	8,789	7,735	1,053	439
酪農専業Ⅳ 搾乳ロボット	家族	120	F S	公共牧場	TMR	舎飼	9,500	3.8	チモシー 主体 トウモロコシ	102.5	TMRセンター	牧草 コーン	67.7	68	100	64.4	18.6	2,652	11,069	9,401	1,667	1,132
酪農専業Ⅴ フリーストール	個人法人	240	F S	ヘルパー	TMR	公共牧場 舎飼	9,500	3.8	チモシー 主体 トウモロコシ	202.2	TMRセンター	牧草 コーン	64.9	65	100	62	38.9	7,560	22,461	18,204	4,224	1,118
酪農専業 法人	法人	400	F S	公共牧野	TMR	舎飼	9,500	3.8	チモシー 主体 トウモロコシ	380.4	-	牧草 コーン	60.1	60	100	66.8	31	8,000	36,712	31,102	5,610	775

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
 3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要						生産性指標																備考	
	経営形態	飼養形態					牛				飼料						人							
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営			
頭				(ha)	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ha			%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円		
黒毛和種繁殖育成経営	家族経営	60	分房群飼	ヘルパー	分離給与	17.3	12.5	24	8	オス 260 メス 280	イネ化 4000	39.8	-	牧草	100	84.7	10	516,556	47.7	1,800	2,325	1,566	759	715

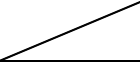

(2) 乳用種・交雑種

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要						生産性指標																備考	
	経営形態	飼養形態					牛				飼料						人							
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営			
頭				(ha)	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ha			%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円		
乳用種・交雑種育成経営	法人経営	1000	分房群飼	ヘルパー	分離給与	17	12.5	24	8	250	イネ化 4000	110.5	-	牧草	100	84.7	10	169,486	3.2	1,800	16,282	14,299	1,983	1,881
乳用種・交雑種一貫経営	法人経営	3000	分房群飼	-	分離給与	-	12.5	24	乳 20 F1 24	乳 800 F1 810	イネ化 4000	165.1	コントラ	ワラ	100	28.9	10	454,726	8.6	2,000	79,713	79,122	591	311

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構造

地区域名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③/②
					③総数	④うち成牛頭数	
標茶町	現在	戸 310	戸 295	% 91	頭 39,663	頭 22,122	頭 134
	目標		戸 227 (8)		頭 38,250	頭 21,240	頭 168

(注) 「飼養農家戸数」欄の () には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

飼養規模拡大は、地域酪農の大宗を占める家族経営を底支えし飼養戸数を維持するとともに、実情に応じた規模拡大を支援することで達成します。そのための放牧酪農の推進や地域営農支援システムの確立、畜舎整備等による規模拡大、搾乳ロボット導入等による省力化に対する支援を行い、飼養規模の維持・拡大を図ります。
また、牛群検定情報の活用による適切な飼養管理、雌雄判別精液の活用等により、必要な乳牛頭数の確保を図ります。

2 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

	地域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種				乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用種 成経営 繁殖育	標茶町	現在 310	戸	戸	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
	目標	/	24	24	7	3,794	3,722	1,952	1,770	0	72	72	0
						4,425	4,325	2,300	2,025	0	100	100	0
乳用種・ 交雑種 成経営	標茶町	現在 310	(3)	(0)	1	3,335	241	241	0	0	4,186	4,186	0
	目標	/	(3)	(0)	/	4,900	300	300	0	0	4,600	4,600	0
乳用種・ 肥育種 成経営	標茶町	現在 310	(2)	(2)	1	6,234	359	359	0	0	4,783	0	4,783
	目標	/	(2)	(2)	/	6,200	400	400	0	0	5,800	0	5,800

(注) () 内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

遺伝的能力を十分に発揮するための飼養管理技術の向上、地域の資料資源等の活用や生産技術の改善等に重点をおいた取組を推進します。また、計画的な優良繁殖雌牛群確保のための育種を支援するとともに、繁殖雌牛の初産月齢の早期化分娩感覚の短縮など効率的な肉用牛生産を推進する中で、飼養規模の拡大を目指していきます。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標（平成37年度）
飼料自給率	乳用牛	65.1%	68.6%
	肉用牛	46.3%	51.0%
飼料作物の作付延べ面積		26,294ha	27,000ha

2 具体的措置

良質で低コストな自給飼料の安定的生産を目指し、草地更新率の向上、雑草駆除と優良品種活用に取り組みます。また、コントラクター組織の充実、地域実情に応じたサイレージ用とうもろこし生産を推奨するとともに、適期収穫やサイレージ調整など生産技術の向上を図り、地域全体の飼料自給率向上を図ります。本町は8戸の農場が放牧畜産実践農場認証を受けており、今後も放牧酪農経営を推進し草地の効率的利用を図ります。

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

生乳・乳製品の需要変化に柔軟に対応し、生乳流通の安定とコスト低減を図るため、指定生乳生産者団体の需給調整体制の充実強化、集乳の合理化を推進します。また、「地産地消」などの取り組みにより地域から親しまれる生乳生産に取り組むため、小規模プラント施設も重要と位置付けます。

2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区域名	区分	現在(平成25年度)						目標(平成37年度)					
		出荷頭数 ①	出荷先				②/①	出荷頭数 ①	出荷先				②/①
			道内			道外			道内			道外	
			食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他				食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他		
標茶町	肉専用種	3,451	7	3,424	0	20	0.2	3,920	10	3,880	0	30	0.2
	乳用種	4,067	2,775	200	0	1,092	68	4,400	3,000	220	0	1,180	70
	交雑種	2,576	14	30	0	2,532	0.5	3,070	20	50	0	3,000	0.5

(注)食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

(2) 肉用牛の流通の合理化

素牛などの流通形態の組織化とコストの削減、産地食肉加工施設の利用による製品の高付加価値化を図り、生産者としての製品提供に対する意識を高めるとともに、消費者ニーズに即した商品の開発を推進します。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

(1) 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

本町の担い手育成にあたっては、宿泊機能を備えた農業研修施設であるしべちや農楽校で、研修生はもちろん地域酪農後継者も含めた研修会等での活用、指導農業士牧場への研修派遣、町・農協・雪印種苗が合同出資し設立されたTACSしべちやでの研修等新規就農希望者や体験希望者等の実情にあった内容で積極的に研修を受け入れ、将来の農業振興に寄与する担い手確保に努めます。

また、畜産クラスター事業等の活用により、搾乳ロボット等の省力化機械の導入、酪農ヘルパー、コントラクター、標茶町育成牧場等による哺育・育成など家族経営をサポートする多様な営農支援の活用・推進を行い、生産性向上に対応した労働負担軽減を図ってまいります。